

おしらせ

母子家庭自立支援教育訓練給付金について

児童家庭課 母子係
☎876-1234 (内線30613)

浦添市では、母子家庭の母の自立促進を目的として、経理事務・ホームヘルパーなど指定された教育訓練を受講した母に対して、自立支援給付金を支給します。

対象者

- ①浦添市に住所を有する母子家庭の母
- ②児童扶養手当の支給を受けているが、同様の所得水準にある方

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など、就職に結びつく可能性の高い講座

支給額

対象講座の受講料の20%に相当する金額(上限10万円、下限4000円)

申請方法と給付までの流れ

- ①事前相談
- ②指定講座申請

講座を受講する前に、児童家庭課窓口にて相談ください。
対象講座指定申請書を提出します。ハローワークで発行された教育訓練給付金支給要件回答書を添付してください。

③講座指定
対象者の方に対象講座指定通知書が送付されます。

講座受講

④講座受講
講座受講終了後1か月以内に給付金支給申請書を提出してください。

支給申請

⑤支給申請
講座受講終了後1か月以内に給付金支給申請書を提出してください。

支給決定

⑥支給決定
対象者の方へ支給決定通知書が送付されます。

請求

⑦請求
給付金請求書を提出してください。

給付金支給

⑧給付金支給
※詳細は児童家庭課までお問い合わせください。

ご存じですか

浦添市小口資金融資制度

商工業課

☎876-1234 (内線3161)

平成22年度浦添市小口資金融資制度が5月7日からスタートしています。ご活用ください。

利用できる法人・個人企業

- ・従業員数が20人以下(商業サービス業にあつては5人以下)の企業
- ・市内に住所および事業所を有し、1年以上同事業を営んでいること(法人企業は、本社の法人登記所在地が本市であること)
- ・市税の滞納がないこと
- ・沖縄県信用保証協会の保証対象業種

浦添市日常生活圏域ニーズ把握調査

地域支援課
☎876-1234 (内線3541)

市内在住の65歳以上の方5000名を対象として、ご自身の生活状況や必要としているサービスなど、地域の高齢者の課題をより的確に把握するための調査を行います。

調査の結果は、浦添市の介護保険事業計画に役立させていただくと同時に、介護予防が必要と思われる方には、浦添市地域包括支援センターからご連絡します。

ご自身に調査票が届きましたら、記入の上、11月5日(金)までに投かんください。ご協力をよろしくお願い致します。

毎月1日は 飲酒運転の根絶の日です

飲酒運転 NO

県民総ぐるみで飲酒運転根絶運動に取り組みましょう。

国民年金 付加保険料について

市民課 国民年金係
☎876-1234 (内線3111~3116)
浦添年金事務所
☎877-0511

国民年金保険料は、平成22年4月から定額で、月額1万5100円となっています。このほかに月額4000円を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられます。

この月額4000円の保険料を付加保険料とします。

付加保険料を納めることができる方は、農業、自営業などの国民年金の第1号被保険者および任意加入被保険者に限られます。ただし、定額保険料免除者第3号被保険者・国民年金基金加入者はご利用することはできません。

付加保険料の納付を希望する方は、印鑑(任意加入被保険者は通帳・銀行印)をご持参の上、市民課国民年金係に申出してください。

「日本年金機構のホームページ」
(<http://www.nenkin.go.jp/>)
でもご案内しております。

死亡届等が未提出の皆様へ

住所が分からない(戸籍附票に住所の記載がない)100歳以上の高齢者について法務局が調査を行ったところ、沖縄県全体で、約1万700人の戸籍が存在していました。本市においては、住所の分からない100歳以上の高齢者225人の戸籍が存在しており、うち120歳以上の高齢者は43人、最高年齢は176歳となっています。

最高齢者176歳のケースについては、ブラジル在住の親族から大正7年1月9日付け浦添村長代理者発行の戸籍謄本を添付した戸籍再製の申出があり、在サンパウロ領事から外務省を経由して、平成10年8月13日に戸籍が作成されました。

実際に生存していない方の戸籍が残ってしまった大きな要因として、海外移住者からの死亡届の未提出が挙げられます。また、先の大戦で市町村が保管していた戸籍原簿等が滅失し、戦死者までも戸籍の再製が行われたという特殊事情や本籍地で戸籍を残したまま疎開地で新たな戸籍を作成したケースなどもあります。

本市では、戸籍の記載内容に事実と相違するものが判明した場合は、その都度、戸籍の訂正を行っていますが、上記のような複雑な経緯のある戸籍については、訂正等の届出が年々少なくなっていて、生存実態に対する戸籍への反映が困難な状況にあります。

今回、120歳以上の高齢者については、法務局の許可を得て市町村で職権削除の一括処理が可能となりましたが、120歳未満については、親族等による手続きが必要です。

つきましては、親族など関係人の戸籍で死亡届等をまだ提出していないものがありましたら、早急に提出するようお願いいたします。手続は、次の場合に応じて届書を作成し、浦添市役所市民課へ提出してください。

1.死亡したとき(死亡届)

- ①死亡診断書や外国の身分登録機関で登録された死亡証明書をお持ちの場合は、同証明書(外国の官憲が作成した証明書については翻訳文をつけてください。)を添付してください。
- ②死亡診断書を所持していない場合は、死亡診断書に替わって、事件本人の遺体を確認した人に死亡現認書(誰が、いつ、どこで、どのような状態で亡くなったかを記載した書面)や葬儀に参列した方の参列証明書、位牌のあるときはその写真など、死亡を証明する資料を添付してください。

2.日本国籍を喪失したとき(国籍喪失届)

日本人が外国へ渡航し、自己の希望で外国の国籍を取得したときは、取得した時点で自動的に日本国籍を喪失しますので、親族等で該当者がいましたら、外国国籍取得を証する書面(帰化証明書等)を添付してください。

問い合わせ 浦添市役所 市民課 ☎876-1234(内線3063・3064)

- ・その他要件あり
- 【貸付条件】
- ・貸付限度額 700万円
- ・貸付利率 一般貸付(年2.5%)
- ・特別貸付(年2.35%)
- ・保証料率 一般貸付(年1.45%)
- ・特別貸付(年0.45%)
- ・返済期間 7年以内(据置6か月以内)
- ・月賦償還(2分の1以上返済者は借り換えできます)
- ・保証人等 原則無担保とし保証人は必要に応じて求めます。
- ・申込期限 平成23年2月末日(ただし、申込期限前でも融資枠に達し次第締め切ります。)
- ※そのほかの利用条件・融資内容もありません。詳しくは商工業課までお問い合わせください。

ごみの野外焼却 禁止について

環境保全課
☎876-1234 (内線30212)

最近、ごみをドラム缶等に入れて庭や畑などで焼却している光景が見受けられます。ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。また、煙などの悪臭等が洗濯物に付いたり、持病のある方に悪影響を与えるなど、近隣の住民の迷惑となります。ごみは分別して出していただくことが指定の曜日回収されます。

秋の火災予防運動

期 間：平成22年11月9日～15日
統 一 標 語：「消したかな」あなたを守る合言葉

11月9日から15日まで、平成22年秋季全国火災予防運動が実施されます。空気が乾燥し、火災が起こりやすい時期です。火の取扱いには、注意しましょう!!

住宅用火災警報器は、平成23年6月からすべての住宅が設置義務となります。まだのご家庭は早めに取り付けましょう。

相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることができました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けられる場合がございます。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。

北那覇税務署
☎877-1324

相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

問い合わせ 消防本部 予防課 ☎876-1234(内線5010)